

横須賀市地域密着型サービス事業所

開設希望者 募集要項

令和6年（2024年）3月29日

横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	募集する地域密着型サービス事業所の種類、数、条件など	1
3	補助額	3
4	応募について	5
5	応募方法	8
6	選定方法等	9
7	整備に伴う地元説明の実施	9
8	建設工事、消耗品・備品等の購入について	10
9	スケジュール（予定）	10
10	地域密着型サービス事業者の指定	11
11	不動産物件の情報提供	11
12	市有地の情報提供	12
13	国有地の利用	12
14	その他の留意事項	12
15	宅建協会との手続きの流れ等	14
16	提出書類一覧	15
17	参考 横須賀市の日常生活圏域	17

1 募集の趣旨

第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき、地域密着型サービス事業所の整備を行う事業者を募集します。

事業所の整備にあたっては、補助金を活用することができますので、別紙様式に記入のうえ、必要書類を添えてご応募ください。

当該補助金は、**令和7年度、もしくは令和7年度から8年度の2か年で整備を行う事業者が対象**です。補助金の交付にあたっては、選定審査会での審査、介護保険運営協議会での意見聴取を経て決定します。

ただし、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）については、計画において整備数の上限が決められているため、事業所の整備に補助金を活用しない場合でも、応募し、選定されないと介護保険法に基づく指定を受けることができませんので、ご承知おきください。

なお、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）を除き、事業所の整備に補助金を活用しない場合は、今回の募集手続きを経ずに、介護保険法に基づく指定申請を行ってください。この場合、圏域の指定はありません。

（P9「10 地域密着型サービス事業者の指定」参照）

2 募集する地域密着型サービス事業所の種類、数、条件など

（1）小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護を含む）か
看護小規模多機能型居宅介護事業所

①募集事業所数：3事業所（追浜圏域1事業所、田浦圏域1事業所、久里浜圏域1事業所）

②圏域の指定：あり（※）

- ・事業所を設置できる圏域（追浜、田浦、久里浜）
- ・サービス提供を希望する圏域（上記の圏域を含む圏域）

※指定圏域以外での事業所設置も可能です。ただし、選定審査会において実施する審査の採点基準は、指定圏域での応募に多く採点配分させていただきます。

③その他：単独、もしくは他事業所との併設も可能です。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

- ①募集事業所数：1事業所
- ②圏域の指定：なし
- ③その他：単独、もしくは他事業所との併設も可能です。
- ④「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に限り、事業所を賃貸借により確保する場合、応募時に事業所が確定していなくても応募可能とします。

その際は、以下の書類の提出が必要です。

【応募時】『賃貸借契約書等提出に係る確約書』（※）を応募書類と併せて提出してください。

※令和7年度に行う県への補助申請の1か月前までに事業所を確定し、賃貸借契約書等の写しを市に提出する旨の確約書です。

【選定後】令和7年度に行う県への補助申請の1か月前までに事業所を確定し、賃貸借契約書等の写しを市に提出してください。

(3) 認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）

- ①募集事業所数：3事業所（各18人定員）
- ②圏域の指定：なし
- ③その他：単独、もしくは他事業所との併設も可能です。

*認知症対応型共同生活介護事業所は、計画において整備数が決められているため、事業所の整備に補助金を活用しない場合も応募し、選定される必要があります。

上記(1)(2)(3)の整備について以下、ABCが対象です。

- A 創設 [新たに事業所を建設]
- B 改修 [既存建物を上記(1)(2)(3)用に行う屋内改修工事]
- C 転換 [既存事業所を上記(1)(2)(3)に用途変更]

3 補助額

◆ 補助単価は、令和5年度の金額を示したものです。

(1) 補助金の財源は、県補助金「地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金」です。

市を經由して県の定める補助単価を上限に、選定された事業者へ交付します。

(2) 交付を受ける時期は、令和7年度～令和8年度であるため、県の予算の状況により、額の変更(増減)・廃止になる可能性があります。

また、選定後の県への補助申請手続きに際し、補助金交付決定が受けられない場合は、補助金を交付することはできませんので、ご承知おきください。

① 建設(改修)費に対する補助

令和5年4月現在

対象事業所	1事業所当たりの補助単価(上限)
小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	3,660万円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	647万円
認知症対応型共同生活介護事業所	3,660万円

上記いずれかの事業所同士での併設の場合、1事業所あたりの補助単価が加算されます。
小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所を併設する場合、
補助単価3,660万円×1.05×2事業所=7,686万円となります。

【対象経費等】

- 1) 事業所の建設費(改修費を含む)が対象です。
- 2) 補助額は、補助単価と補助対象となる経費の実支出額とを比較して少ない方の額となります。
- 3) 用地買収費、造成費、外構工事費、職員の宿舍・車庫・倉庫の建設費、その他整備に関する事業として適当と認められない費用については補助対象となりません。
- 4) 補助金交付決定前に着手している(契約行為を含む)ものは、補助対象にはなりません。

②施設開設準備経費等に対する補助

令和5年4月現在

対 象 事 業 所	補助単価（上限）
小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	宿泊定員1人当たり 91万4千円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1事業所当たり 1,530万円
認知症対応型共同生活介護事業所	定員1人当たり 91万4千円

【対象経費等】

1) 開設前の6ヶ月間に係る以下の経費が対象です。

- ・ 開設前の職員人件費
- ・ 開設時に必要な備品、消耗品等の購入経費
- ・ 職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費等）
- ・ 利用者の募集活動経費（パンフレット、ホームページ開設等のPR費用等）
- ・ 開設準備室運営経費
- ・ その他事業の立ち上げに必要な経費

* 開設時に必要な備品購入経費を補助対象とする場合には、介護職員が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるア～クのいずれかの介護福祉機器も併せて購入することが条件です。

ア 移動・昇降用リフト

イ 自動車用車いすリフト

ウ エアーマット

エ 特殊浴槽（リフトと共に稼動するもので、側面が開閉可能なもの）

オ ストレッチャー（入浴用に使用するもの以外は昇降機能が付いているもの）

カ 自動排泄処理機

キ 車いす体重計

ク 腰痛予防に有効な福祉機器（電動ベッド、高機能の車いす、スライディングシート、スライディングボード、スタンディングマシーン等）

2) 補助額は、補助単価と補助対象となる経費の実支出額とを比較して少ない方の額となります。

3) 補助金交付決定前に着手している（契約行為を含む。）ものは、補助対象にはなり

ません。

- 4) 既存事業所の用途変更により整備を行う場合、施設開設準備経費に対する補助はありません。

③定期借地権設定のための一時金に対する補助

令和5年4月現在

対象事業所	配分基準
小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	整備する用地に係る国税局長が定める路線価(※)の1/2 ※路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	
認知症対応型共同生活介護事業所	

【対象経費等】

定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの

4 応募について

(1)応募対象者

- ①対象事業所の運営を希望する法人
- ②土地所有者（対象事業所を整備し、運営法人に賃貸）

上記①②における法人役員等の欠格要件

ア 介護保険法第78条の2第4項各号・同条第6項第1号から第3号の4及び第115条の12第2項各号・同条第4項各号に該当しないこと。

イ 事業を行う法人が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団)に該当しないこと。また、法人の代表者・役員のうち暴力団員(同法律第2条第6号に規定する暴力団員)に該当する者がいないこと。

(2)応募要件

以下の①から⑤の**すべて**に該当しなければなりません。

- ①補助金の交付決定（令和7年8月見込）後に着工し、令和9年3月31日までに工事が完了する計画。
- ②募集条件に合致する計画。
- ③事業予定地を市街化調整区域に設定することはできません。

ただし、市街化調整区域であっても、地区計画の定めにより建築が可能な場合は可

とします。

*横須賀市内の市街化調整区域で地区計画が定められているものは、「湘南国際村地区地区計画」のみです。

④災害レッドゾーン(※1)への新規整備はできません。

※1 都市計画法第33条第1項第8号において規定されている、災害危険区域（出水等）、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域

⑤災害イエローゾーン(※2)への新規整備は、防災対策工事により着工時点において建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合を除き、原則不可とします。ただし、以下の要件をすべて満たす場合のみ可とします。

ア 新規整備を行う予定地に該当する日常生活圏域において、当該圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難である場合。

イ 新規整備を認めない場合、該当する日常生活圏域において、介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ将来にわたり充足される見込みがないと市が判断した場合。

ウ 想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっている場合。

エ 想定される被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっている場合。

※2 土砂災害警戒区域、浸水想定区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等

⑥長期的に適正で安定した事業運営が可能な計画

ア 全額借入による計画は認めません。

イ 民間金融機関からの借入（独立行政法人福祉医療機構の協調融資を含む。）を予定している場合は、融資見込証明書等により融資見込額等の詳細を確認できる書類を提出してください。また、融資確定後は返済予定表を提出してください。事業開始から3年間は、法人決算書等により返済状況を市へ報告していただきます。

ウ 応募時の資金計画から変更が生じるときは、事前に市へ相談してください。

事前相談なく変更を行った場合、応募・選定を無効とします。

- ⑦会社更生法又は民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- ⑧土地所有者が運営事業者に貸し付ける目的で整備を行う場合、安定的・継続的に経営ができる運営事業者が選定されている計画。
- ⑨関係部署と調整を行い、介護保険法のほか、都市計画法、建築基準法、消防法、神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり条例等の関係法令を遵守した事業計画にしてください。特に、以下の点に注意してください。

・既存の建物を利用する場合

建物の構造など建築基準法等により、建築用途の変更ができない場合があるため、必要に応じて資格を有する建築士事務所に依頼するなど、あらかじめ建物調査や建築基準法上の問題点の整理を行うなど留意してください。なお、建築基準法令について、建築士事務所のほか、本市都市部建築指導課においても、一般的な相談を行っております。

・事業所の人員、設備、運営等の基準

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第30号)・「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」(平成30年横須賀市条例第31号)を遵守した計画である必要があるため、本市福祉こども部指導監査課へ必ず確認してください。

・消防用スプリンクラー設備の設置

消防法令等による設置義務については、管轄となる消防署予防係へ必ず確認してください。

- ⑩自己所有、賃貸借に関わらず、抵当権等の所有権以外の権利が整備予定地の土地や建物に設定されていない計画。

既に設定されている権利がある場合は、応募締切日において、確実に抹消されていることがわかる登記簿謄本を提出してください。

抵当権については、特に以下の点に注意してください。

ア 整備物件及び土地への普通抵当権は原則認めません。ただし、事業運営の継続にあたりやむを得ないときは、必ず事前に市へ相談してください。事前相談のなかったものは認められませんので、応募・選定を無効とします。

イ 整備物件および土地への根抵当権は、いかなる理由であっても認めません。

- ⑪補助事業においては、低所得者が利用しやすい利用料金を設定してください。

(3)応募にあたり市からの要望

以下について、本市の審議会から意見がありましたので、前向きにご検討ください。

- ・協力医療機関は、できる限り市内の医療機関をご検討ください。

5 応募方法

(1)提出書類

P13・14の一覧表に定められた書類を下記の方法で調製してください。

- ①A4サイズのフラットファイル（紙ファイル）に綴じ、表紙・背表紙に「令和6年度（地域密着型サービス事業の種類）の応募申請書・（予定）事業所名・法人名」と記載してください。

【例】 『令和6年度 小規模多機能型居宅介護事業所の応募申請書（仮称）〇〇〇 △△会』

- ②書類は、原則としてA4版とします。図面等については、A3版に縮小し、A4版サイズに折って綴じてください。

- ③各書類には、P13・14の一覧表の書類番号を表記したインデックスをつけてください。インデックスは、書類の1枚目に直接つけるのではなく、白紙につけ、各書類の先頭に綴じてください。

【備考】

- 1) 応募1サービスにつき1部提出してください。認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所（または看護小規模多機能型居宅介護事業所）に応募する場合は、それぞれ1部提出となります。
- 2) 提出された書類等は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 3) 書類等の作成費用は、全額事業者負担となります。
- 4) 提出書類の様式（データ）は、横須賀市のホームページに掲載しますので、ダウンロードしてご利用ください。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2620/sisetuseibi.html>
横須賀市>健康・福祉・教育>年金・保険>高齢者福祉・介護保険>施設整備

(2)提出期限

令和6年9月30日（月） 午後5時まで

(3)提出方法

来庁日時を電話で予約したうえで、福祉施設課施設第1担当（横須賀市役所分館2階）あてに、持参により1部提出してください。

30分ほどお時間をいただきヒアリングをさせていただきますので、ヒアリング時間を見込んだうえで、来庁日時をご予約ください。

【備考】

- 1) 提出期限以降は提出できません。ただし、必要に応じて、書類の補正・追加を求められることがあります。
- 2) 書類の追加や修正が生じる場合がありますので、提出期限直前は避け、余裕をもって提出していただきますようお願いいたします。
- 3) 提出していただいた図書等は、情報公開条例第2条第2項の規定する公文書として公開請求の対象となります。

6 選定方法等

(1)審査・決定

本市の福祉子ども部長を委員長とし、関係課長をメンバーとする選定審査会で提出書類などをもとに、介護サービスごとの選定審査基準表の審査項目により採点方式で審査し、順位付けを行い、決定します。

- ①応募者数が募集事業者数以下の場合は、審査の結果、各介護サービスの選定審査基準表に定められた条件（足切点）を上回れば、決定となります。
- ②小規模多機能型居宅介護事業所（以下：小多機）または看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下：看多機）に応募する場合の審査において、同一圏域に複数の応募がある場合は、圏域ごとに審査を行い、決定します。

(2)審査結果の通知等

審査結果は、令和6年12月中（予定）に応募者に文書で通知します。

なお、選定された事業所については、事業者名、事業概要等を市のホームページ等で公表します。

7 整備に伴う地元説明の実施

地域密着型サービス事業は、事業所の運営に当たって、地元住民等との連携・協力など、

地域との交流を図ることが必要不可欠です。このため、応募の際には、事前に地元（最低でも事業予定地の近隣住民、町内会長、自治会長、その地域を担当する民生委員等）に対して事業計画の概要などの説明を実施してください。

なお、説明後に事業計画を中止する場合は、その旨を地元にも報告してください。

8 建設工事、消耗品・備品等の購入について

補助決定後の建設工事、設備備品の購入の際には、以下の点に留意してください。

- ①建設工事の入札は、別に定める「社会福祉施設等（高齢者に係る施設に限る）整備の工事請負契約に係る入札等の手続きについて」に従って、新聞への掲載等の公告による条件付き一般競争入札（法人が設定した条件を満たしていれば誰でも参加できる一般競争入札）により行ってください。
- ②「入札参加資格者は、かながわ電子入札共同システムの『横須賀市競争入札参加有資格者名簿』に登載されている業者であること」を入札の参加資格としてください。（登録業者であれば、市外業者も可）
- ③入札にあたり、「入札公告の届出」等を提出していただきます。（選定後、依頼します）
- ④補助対象となる消耗品・備品等の購入は、開設日の前日まで（2か年事業の初年度申請分は、その年度の3月31日まで）に支払いまで完了する必要があるのでご注意ください。

9 スケジュール（予定）

今後のスケジュール（予定）は以下のとおりです。

令和6年9月30日	応募期限
12月	開設事業者の決定 — 県への補助金交付申請に向けて準備 —
令和7年4月	県へ補助金交付申請（市→県）
8月頃	県から補助金交付決定（県→市） 市へ補助金交付申請（事業者→市）
開設6か月前	入札により建設工事の施工業者を選定し、工事着工 備品等の開設準備経費の購入
工事完了	建築確認検査、市の補助金事業完了検査、 実績報告書提出（事業者→市）

補助金交付（市→事業者）

6・10・12・3月 開設日前の介護保険運営協議会にて事前意見聴取

指定通知書の交付（市→事業者）

事業所の開設

10 地域密着型サービス事業者の指定

介護保険法に基づく地域密着型（介護予防）サービスを実施するためには、市長の指定を受ける必要があります。そのためには、介護保険法その他の関係法令に適合しなければなりません。指定申請の手続きなどについては、本市福祉こども部指導監査課にお問い合わせください。なお、指定申請を行う際には、下記の審査手数料がかかります。

事業の種類	手数料
小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業所 認知症対応型共同生活介護事業所	30,000円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	20,000円
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	15,000円

【指定についてのお問い合わせ先】

横須賀市福祉こども部指導監査課 施設介護サービス担当 電話 046 - 822 - 8162

11 不動産物件の情報提供

応募にあたり、事業実施のための民間の不動産物件の提供を希望する場合、本市から以下の協会へ物件情報の提供を依頼します。

- ・公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 横須賀三浦支部

具体的な手続きは、P13の「15 宅建協会との手続きの流れ等」を参照のうえ、「様式15 横須賀市介護保険「地域密着型サービス」不動産情報提供希望物件調書」に必要事項を記載し、福祉施設課施設第1担当へ郵送かメール、持参により随時提出してください。（メール送付の場合は、送付する前に電話にてご一報ください）

横須賀市と協会での手続きについて費用はかかりませんが、事業者と不動産会社の契約時には、通常の仲介手数料等の費用が発生します。

物件情報を広く募りますが、ご希望の不動産物件情報を提供できない場合もあります。また、不動産会社との交渉・契約等は、各事業者の責任において実施することになります。

12 市有地の情報提供

市有地の売却情報を以下のホームページにて公開しています。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1605/koubai/kyousou/index.html>

13 国有地の活用

*令和8年3月31日までの間に貸付相手方へ決定通知を行う場合に有効

応募にあたり、事業実施のため国有地を利用できる場合があります。

また、社会福祉法人が小多機、看多機、グループホーム等を定期借地権による貸付契約を締結して整備する場合は、貸付料の減額等ができる場合もあります。

利用については、財務省関東財務局横浜財務事務所横須賀出張所に直接相談してください。

【お問い合わせ先】

財務省 関東財務局 横浜財務事務所 横須賀出張所 統括国有財産管理官

横須賀市新港町1-8 TEL: 046-823-1047

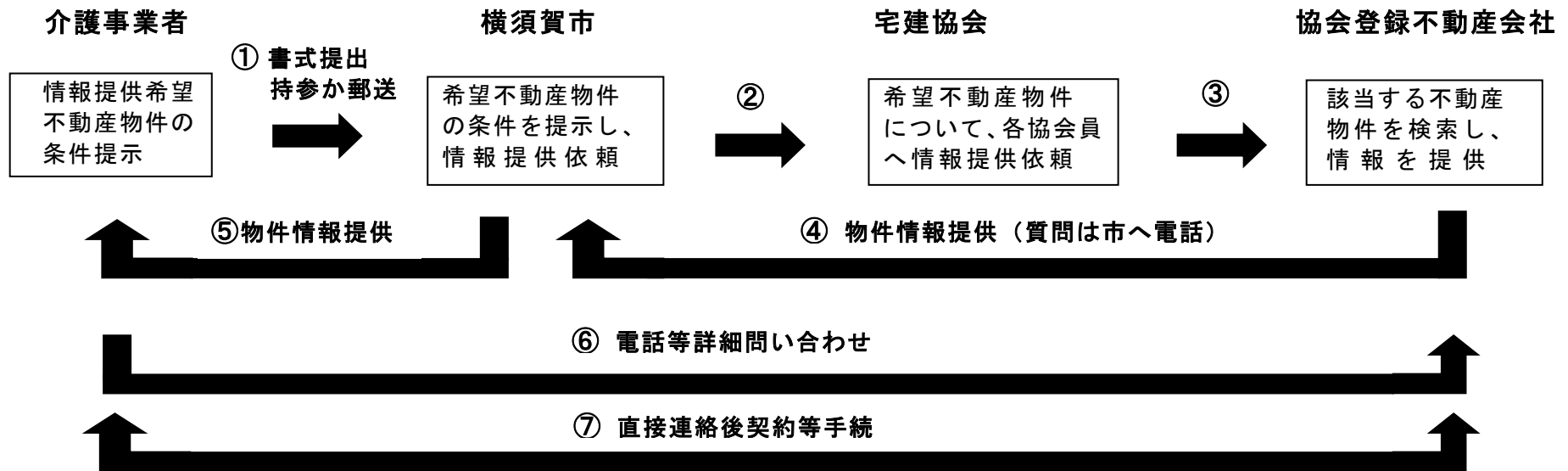
関東財務局 国有財産のURL: <https://lfb.mof.go.jp/kantou/kanzai/index.htm>

14 その他の留意事項

- (1) 応募を取り下げる場合は、取下書（任意様式）を市長あてに提出してください。
- (2) **応募期限以降の計画の変更（予定地の変更など）には応じません**ので、十分に精査したうえで応募してください。
- (3) 新築計画において、整備予定地に既存の建物等が残っている場合は、撤去・解体までの工程をよく精査したうえで、令和9年3月31日までに事業が完了できる計画としてください。
- (4) 改修による整備計画においては、既存建物が以下の要件を満たしていることを十分確認したうえで、応募してください。
 - ①耐震性が十分確保されていること。特に、昭和56年以前に建築された物件は、耐震診断の結果、耐震性に問題がないことが明らかであること。もしくは既に、耐震化工事を実施済であること。

- ②平成18年以前に建築された物件は、アスベスト調査により、問題がないことが明らかであること。もしくは既に飛散防止工事による対策が実施済であること。
- (5) 虚偽又は不正等による応募が明らかとなったとき、応募要件を満たさなくなったとき、または事業運営に関し法令違反があったときは、応募を無効とします。
- (6) 選定後に、他事業者への権利譲渡は原則認めません。その場合は、選定を取り下げしていただくことになります。
- (7) 補助を受けて整備したものについて、事業の廃止や事業所内の用途変更を行う場合は、事前に市長の承認を受けなければなりません。また整備の内容に応じた制限期間があり、この制限期間内に事業の廃止や用途変更等を行う場合は、補助金の返還を求めることがありますので留意してください。
- (8) 応募状況に関するお問い合わせは、サービスごと（圏域の限定のあるものは圏域ごと）の応募者数のみ回答します。

15 宅建協会との手続きの流れ等



* ①から⑦の順番で手続きとなります。

* ⑥の介護事業者からの連絡まで、不動産会社へ介護事業者名は開示しません。

それまでは、不動産会社からの質問等は横須賀市福祉施設課で受けることになります。

⑥の介護事業者からの連絡後は、介護事業者と不動産会社で直接連絡を取り、契約等の手続きを実施します。

* 横須賀市と宅建協会での手続きについて費用はかかりませんが、介護事業者と不動産会社の契約時には、通常の仲介手数料等の費用が発生します。

16 提出書類一覧

No.	提出書類	備考
1	応募書【様式1】	
2	事業計画書【様式2】	
3	運営法人の事業概要と実績【様式3】	
4	土地所有者の概要【様式4】	土地所有者が応募する場合のみ提出してください。
5	運営法人代表者の経歴書【様式5】	
6	運営法人の事業理念と応募動機【様式6】	
7	事業所の運営方針【様式7】	
8	事業所の運営方針（認知症ケア）【様式8】	認知症対応型共同生活介護事業所の応募者のみ提出してください。
9	利用者確保の方策【様式9】	
10	介護職員・看護職員の処遇の方針等【様式10】	
11	介護職員・看護職員確保見込み（定期巡回で連携する場合は連携の見込み）【様式11】	
12	地域との連携・交流【様式12】	
13	地元説明報告書【様式13】	説明した範囲（場所）がわかるようにマーカー等で表記した地図等、説明に使用した資料一式を添付してください。
14	資金計画書【様式14】	
15	資金収支（見込）計算書【様式15】	
16	施設開設準備経費等補助の対象となる経費の一覧	経費の名称・単価・合計額を記載してください。
17	案内図	場所がわかるように計画地をマーカー等で表記してください。
18	建物の平面図	各室ごとの有効面積（内のり）を表示してください。
19	建物の立面図	
20	建物登記事項証明書	最新のもの。写し可。今後新築する場合は不要。
21	建物に係る契約書又は確約書	売買契約（確約）書、所有権移転登記確約書、賃貸借契約書等／ <u>停止条件付きでもかまいません</u> 。写し可。
22	土地登記事項証明書	最新のもの。写し可。

23	公図	最新のもの。該当地番がわかるようにマーカー等で表記してください。
24	建設予定地に係る契約書又は確約書	売買契約（確約）書、所有権移転登記確約書等／停止条件付きでもかまいません。建物賃貸借の場合は不要。写し可。 国有地の場合は、財務省関東財務局横浜財務事務所横須賀出張所管財課へ提出した「土地利用に関する要望書」の写し（受付印のあるもの）。
25	民間金融機関借入金融証書	【参考例】 を参照してください。 応募時に融資が確定していないときは、見込証明書を応募時の添付書類とし、融資確定後に本証明書を提出してください。
26	借入金返済計画書	各年の返済額・元金・利息・残額がわかるもの。
27	建設工事見積書	写し可。
28	建設工事工程表	工事が無い場合はスケジュール表。写し可。
29	2か年事業となる理由書	2か年事業の場合のみ提出してください。 【任意様式】
30	法人登記事項証明書	最新のもの。写し可。
31	法人の定款又は寄附行為	最新のもの。写し可。
32	法人の決算報告書	直近3期分。写し可。
33	土地所有者の住民票（写）	土地所有者が応募する場合のみ提出してください。
34	土地所有者と運営事業者の賃貸借契約の内容が分かる書類	土地所有者が応募する場合のみ提出してください。
35	賃貸借契約書等提出に係る確約書 【様式16】	定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限り、事業所が応募時に確定していない場合に提出してください。（賃貸借の場合のみ）
36	横須賀市介護保険「地域密着型サービス」不動産情報提供希望物件調書 【様式17】	ご希望の場合のみ、郵送か持参により随時提出してください。 ファイルに綴じる必要はありません。
37	表明・確約書（納税） 【様式18】	
38	表明・確約書（暴力団） 【様式19】	

17 参考

横須賀市の日常生活圏域

追浜圏域	浦郷町・追浜町・追浜東町・追浜本町・追浜南町・湘南鷹取・鷹取・夏島町・浜見台
田浦圏域	田浦泉町・田浦大作町・田浦町・田浦港町・長浦町・箱崎町・船越町・港が丘
逸見圏域	安針台・西逸見町・東逸見町・逸見が丘・山中町・吉倉町
本庁圏域	稲岡町・不入斗町・上町・大滝町・小川町・楠ヶ浦町・坂本町・佐野町・猿島・汐入町・汐見台・新港町・田戸台・鶴が丘・泊町・日の出町・深田台・富士見町・平成町・平和台・望洋台・本町・緑が丘・三春町・安浦町・米が浜通・若松町
衣笠圏域	阿部倉・池上・大矢部・金谷・衣笠栄町・衣笠町・公郷町・小矢部・平作・森崎
大津圏域	池田町・大津町・桜が丘・根岸町・走水・馬堀海岸・馬堀町
浦賀圏域	浦賀丘・浦賀・浦上台・小原台・鴨居・光風台・西浦賀・東浦賀・二葉・南浦賀・吉井
久里浜圏域	久里浜台・長瀬・久比里・若宮台・舟倉・内川・内川新田・佐原・岩戸・久村・久里浜・神明町・ハイランド
北下浦圏域	野比・粟田・光の丘・長沢・グリーンハイツ・津久井
西圏域	秋谷・湘南国際村・子安・長坂・佐島・太田和・荻野・山科台・芦名・佐島の丘・林・須軽谷・長井・御幸浜・武

横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課施設第1担当

電話 046-822-9399

e-mail : wf-kaigo@city.yokosuka.kanagawa.jp